

税制活用 オンラインセミナー

初級編

令和8年10月5日(月) 13:30~14:50

国際物流特区制度と産業イノベーション特区制度の基礎とメリットを分かりやすく解説!

開催概要

対象: 制度の活用をはじめ検討している企業の経営者・経理担当者、
沖縄税理士会所属の税理士・税理士事務所職員
※対象企業は裏面をご覧ください。

形式: Zoomによるオンライン開催(参加無料/定員100名)
後援: 沖縄税理士会

プログラム

知っておきたい!自社での活用がわかる特区制度の概要と活用法

講師: 鈴木和子税理士事務所 鈴木 和子 氏

POINT

- ・二つの特区制度の基礎とメリット
制度の全体像やメリットについて、基本から丁寧に伝えします。
- ・事前認定等手続きをわかりやすく解説
事前認定の資料を提供し、手続きのコツを説明しながら不安を解消します。
- ・専門用語もやさしく解説
難しい用語や基礎知識を丁寧に伝え、しっかりわかるように解説します。

特区税制の活用事例や申請方法のポイントについて

説明: 国際物流特区・産業イノベーション特区セミナー事務局

うるま市固定資産税の課税免除について 15:00~15:30

主催: うるま市 経済産業部 産業政策課

対象: うるま市立地企業

税制活用セミナー終了後、うるま市によるうるま市の固定
資産税免除の説明会を開催します。

※参加をご希望の方は、お申し込みの際に応募フォームにて
ご選択ください。

同時開催

お申込み

申込締切: 令和8年10月1日(木)

申込方法: QRコードまたは下記URLより

応募フォームにてお申し込みください。

<https://questant.jp/q/tokku2026-1>



実務編

① 令和8年10月19日(月) 13:30~15:30

② 令和8年10月21日(水) 13:30~15:30

※両日とも同内容です。

ご都合の良い日程をお選びください

国際物流特区制度と産業イノベーション特区制度の「手続の壁」を突破する実践的なノウハウ!

開催概要

対象: 対象企業の経理責任者及び実務担当者、沖縄税理士会
所属の税理士※対象企業は裏面をご覧ください。

形式: Zoomによるオンライン開催(参加無料/定員100名)
後援: 沖縄税理士会

プログラム

実務で迷わない!特区制度の活用ノウハウと実務上の留意点について

講師: 鈴木和子税理士事務所 鈴木 和子 氏

特区税制の活用事例や申請方法のポイントについて

説明: 国際物流特区・産業イノベーション特区セミナー事務局

POINT

- ・事前申請の手続きを具体的に解説
申請フォームを用い、内閣府・県知事申請に必要な情報や添付資料を明確化。
- ・申請に必要な「参照資料」を配布
手順や必要情報をまとめた資料を配布し、受講後のスムーズな申請をサポート。
- ・特区制度の活用ノウハウを伝授
実際の申請や手続きで迷わないよう、実務上の留意点や重要ポイントを解説。

お申込み

申込締切: 令和8年10月15日(木)

申込方法: QRコードまたは下記URLより

応募フォームにてお申し込みください。

<https://questant.jp/q/tokku2026-2>



国際物流拠点産業集積地域制度 & 産業イノベーション促進地域制度の概要

沖縄県では、制度の活用による、地域の産業振興と新たな雇用の創出、自立型経済の構築を目指しています。

国際物流拠点産業集積地域制度とは？

税制上の特例措置

法人税の所得控除	指定を受けた事業から生じた所得の最大40%を控除(10年間)
投資税額控除または特別償却	工場や生産設備等の取得に対し、投資税額控除または特別償却を適用可能
地方税の課税免除	取得による不動産取得税・固定資産税及び事業税の課税免除

その他の支援措置

中小企業信用保険法の特例、沖縄県の融資制度(沖縄振興特別措置法関連資金)、沖縄振興開発金融公庫による低利融資制度、保税地域の許可手続等の特例

対象地域

那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区(一部地域)
うるま・沖縄地区(中城湾港新港地区、仲嶺・上江州地区、
平安座地区、池武当地区)
南風原・八重瀬地区(一部地域)

対象事業

①製造業 ②卸売業 ③倉庫業
④道路貨物運送業 ⑤特定の機械等修理業
⑥特定の無店舗小売業 ⑦特定の不動産賃貸業
⑧航空機整備業

詳しくは、沖縄県のホームページを参照ください。国際物流拠点産業集積地域制度の概要
<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1009879/1010203/1018722/1010218.html>

産業イノベーション促進地域制度とは？

税制上の特例措置

投資税額控除または特別償却	工場や生産設備等の取得に対し、投資税額控除または特別償却を適用可能
地方税の課税免除	事業用設備等の取得に伴う事業税・不動産取得税・固定資産税の軽減措置

その他の支援措置

中小企業信用保険法の特例、沖縄県の融資制度(沖縄振興特別措置法関連資金)、沖縄振興開発金融公庫による低利融資制度

対象地域

沖縄県内全域(41市町村)

対象事業

①製造業 ②卸売業 ③倉庫業
④道路貨物運送業 ⑤自然科学研究所
⑥電気業(要件あり) ⑦ガス供給業(要件あり)

詳しくは、沖縄県のホームページを参照ください。産業イノベーション促進地域制度の概要
<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1009879/1009880/1010202.html>

《沖縄県 企業立地推進課 委託事業》

お問い合わせ先

国際物流特区・産業イノベーション特区セミナー事務局(平日10時~16時)

〒902-0067 沖縄県那覇市字安里205-1(株式会社エマエンタープライズ内) TEL: 098-911-5329 E-mail: tokku@ema.co.jp